

	様式種別	様式の内容
1	承諾書様式1	分岐承諾書
2	承諾書様式2	土地通過承諾書
3	承諾書様式4	市が行う布設工事に伴う給水管接合替工事に関する承諾書
4	承諾書様式5	特定施設水道連結型スプリンクラー設備に関する取扱基準

分岐承諾書

令和 年 月 日

泉佐野市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者 住 所

氏 名 印

私所有の給水管より下記のとおり分岐することについて承諾します。
 但し、このため水圧低下等の支障をきたすことがありましても異議ありません。

記

1. 給水管分岐場所 泉佐野市

2. 既設給水管口径 φ 精 × 分岐管口径 φ 精

2. 分岐管使用者 住 所

氏 名 印

簡易処理票

受取・起案年月日	文書分類コード	簿冊番号	公印請求	公印承認
供覧・決済年月日				
施行・発送年月日				
文書番号	□公開 ----- □非公開	□全部非 □部分非 □時限非	非公開理由 情報公開条例 条項号 年月日まで	文書管理
第 号	年			

上記、分岐承諾書を受理してよろしいか。			
課長	課長代理	係長	担当者

土地通過承諾書

令和 年 月 日

泉佐野市上下水道事業管理者 様

土地所有者

住 所

氏 名

印

下記の場所に上水道管を布設することに承諾します。

この承諾により、貴水道局に一切迷惑をおかけしないことを誓約します。

記

1. 上水道管布設場所 泉佐野市

2. 布設管員数 等 口 径 m m 延長 m

3. 上水道管使用者 住 所

氏 名 印

簡易処理票

受取・起案年月日	文書分類コード	簿冊番号	公印請求	公印承認
供覧・決済年月日				
施行・発送年月日				
文書番号	□公開	□全部非 □部分非 □非公開	非公開理由 情報公開条例 条項号	文書管理
保存期間			年月日まで	
第 号	年			

上記、土地通過承諾書を受理してよろしいか。

課長	課長代理	係長	担当者

承 諾 書

令 和 年 月 日

泉佐野市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者 住 所

氏 名

印

貴上下水道局発注の水道配水管布設替工事の際に実施する給水管接合替工事について下記のことを承諾いたします。

記

- 1 請負業者が宅地内に立ち入り掘削作業及び給水管の接合替え作業を行うこと。
- 2 掘削跡の復旧についてはモルタル復旧及びアスファルト舗装とすること。
- 3 樹木は、復旧できない場合があること。

簡易処理表

収受・起案	年	月	日	文書分類コード	簿冊番号	公印請求	公印承認
供覧・決裁	年	月	日				
施行・発送	年	月	日	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 全部非 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非	非公開理由 情報公開条例	文書管理
文章番号	保存期間						
第 号	年					条 項 号 年 月 日まで	

上記、承諾書を受理してよろしいか。

課 長	課長代理	係 長	担当者

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に関する取扱基準

1. 目的

消防法施行令の一部を改正する政令及び消防法施行規則の一部を改正する省令が、平成19年6月に公布され、小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、また、小規模社会福祉施設について、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められることになった。これを受け、ここに取扱いを定めるものとする。

[解説]

スプリンクラー設備は建築物の完全消火を目的としたものではなく、火災ができるだけ小さいうちに散水を開始して火災拡大を防止（火災抑制）し消防救助・消火活動が開始されるまでの手段として使用されるものである。

2. 調査

申請者は、設計前に本指針に定める事項について事前に十分調査するとともに、申請地における配水管の口径等の状況を調査する。（設計水圧は国道26号より山側で0.147Mpaとし、国道26号より海側は0.245Mpaとする。）

当該設備を設置しようとするときは、消防設備士の指導の下に行うものとし、所管消防署等と十分な打ち合わせを行うこと。

[解説]

申請者又は委任を受けた指定工事店は、不明な点があれば速やかに窓口の担当職員と協議し、解決するよう努めなければならない。

給水装置工事の申し込みにあっては、事前に現場調査を含めて申請地の状況を十分に調査しておくこと。

3. 給水協議

(1) 給水協議書の提出

泉佐野市の給水区域内において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を新に設置または改造しようとする者は、事前に管理者の定める様式に必要書類を添付して協議を申し込まなければならない。

(2) 審査と回答

管理者は、申請書に基づき内容を審査の上、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が可能な場合はその旨を、不可能な場合はその理由を付してその旨を回答する。

[解説]

(1)(2) 直結給水は、必要な水量、水圧を安定的かつ継続して供給できる場合に限られることから、その申請ごとに現状及び将来の配水状況を考慮する必要があるため、計画段階の早い時期に事前に協議する必要がある。

協議にあたっては、水道について専門的な知識が必要となるため、申請者は申請にかかる業務を指定給水装置工事事業者（以下、「指定工事店」という。）に委任することができる。

申込に必要な添付書類は、以下のとおりとする。

- ・位置図
- ・平面図、立面図及び詳細図（配管及びスプリンクラーヘッドの配置等）
- ・水理計算書
- ・委任状

4. 給水装置工事申込

給水協議で協議結果のとおり、給水装置工事申込書を提出する。

[解説]

申込書にはこの他に、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置条件承諾書」を添付すること。

5. 条件

(1) 対象建物

対象建物は、特定施設（認知症高齢者グループホーム等）とする。

[解説]

特定施設とは、消防法施行令で定める防火対象区域で区分される第6項(ロ)及び第6項(ハ)に該当する小規模社会福祉施設（火災時に自力避難困難な者が主として入所する施設）で、養護老人ホーム等、救護施設等、知的障害児施設等、重症心身障害児施設等、知的障害者更生施設等の施設がある。

(2) 設置条件

- ① 消防法令に基づく特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置にあたり、配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算を行うこと。
- ② スプリンクラー設備を設置しようとするものは、給水装置工事申込書に「承諾書」を添付して提出すること。
- ③ 指定工事事業者は設置にあたり、当該設置場所付近の配管状況等を調査し、当該器具に必要水圧を確保できることを確認すること。

(3) 設計水量

スプリンクラー系統の設計水量は一般給水水量に含まない。

- ① 最大放水区域では、スプリンクラーヘッドが最大4個同時に開放する場合を想定し、内装別に表-1に準じ設計すること。なお最大放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数が4に満たない場合は、1個当たりの放水量を表-1に準じ当該個数を乗じ設計すること。
- ② 最終末端ヘッドは、表-1に準じ設計すること。

(4) 水理計算

- ① 配水管の分岐から最終末端水栓（ヘッド）までの流量（区間流量）を求める。
- ② 口径を仮定し、区間ごとの損失を計算する。
- ③ 飲用系統、スプリンクラー系統ごとに計算する。

(必要動水圧)

- ① 最大放水区域での、最小動水圧は内装別に表-1のとおりとする。
- ② 最終末端ヘッドは、表-1に準じ設計すること。

※水理計算の対象となる末端水栓個所は消防の指示による。

表-1 内装別水理計算条件

	設計水量 (最大放水量、4個同時)	ヘッド放水量 (1個当たり)	最小動水圧
不燃材、準不燃材	60ℓ/min	15ℓ/min	0.02Mpa
難燃材、その他	120ℓ/min	30ℓ/min	0.05Mpa

(6) 配管・施工

- ① スプリンクラーヘッドは精密器具なので、取扱いは十分注意すること。
- ② スプリンクラーヘッドを接続する継手は、専用のスプリンクラー継手を使用すること。
- ③ スプリンクラー設備の配管は、水および空気が停滞しないよう、配管末端にトイレのロータンク、浴槽の水栓など飲用に供せず且つ日常的に使用する水栓等を設置すること。
- ④ 逆流防止のため、飲用系統給水管からの分岐部に逆止弁等を設置すること。
- ⑤ スプリンクラー設備が結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れがある場合は、防露措置を行うこと。
- ⑥ 指定工事事業者は、当該機器を設置しようとするときは、製造メーカー及び消防設備士の指導のもと実施すること。

特定施設水道連結型スプリンクラー設置条件承諾書

令和 年 月 日

泉佐野市上下水道事業管理者 様

給水装置工事申込者

〒

住 所

氏 名

印

特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置するにあたり下記の条件を承諾します。

記

1. 当該特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設計は、消防法令に規定された消防設備士の指導の下に指定給水装置工事事業者が施工いたします。
また、事前に所轄消防署等と協議いたします。
2. 一時的な断水や水圧低下(制限給水・水道管破損事故・水道施設の工事等)及び当該地域の水圧により、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の性能が十分発揮できない状況が生じても、泉佐野市上下水道局には一切責任を負わせません。
3. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても泉佐野市上下水道局には一切責任を負わせません。
また、設備の非作動が生じることのないよう、日常の保守点検及び修理等の維持管理に努めます。
4. 当該特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、泉佐野市上下水道局もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、設置者の責任において補償します。
5. 当該スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、当該設備は上記条件付きであることを賃貸人に熟知させます。
6. 本設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承します。
7. 当該特定施設水道連結型スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等から通水状態に異常があった場合は指定給水装置工事事業者に連絡するとともに、当方にて処置いたします。
8. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知いたします。
9. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備は消防法令品であるとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造とします。